

## IX 個人情報の取扱いについて

大阪芸術大学附属大阪美術専門学校（以下、「本校」といいます。）は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「法」といいます。）、及び学校法人塚本学院の「個人情報の保護に関する規程」に基づき、個人情報の適切な保護と利用に関する取組方針を制定し、公表いたします。

### 1 取組方針について

本校は、個人情報の適切な保護と利用に関して、法及び関連法令等に定めた事項を遵守し、生徒・保証人等の個人情報の適切な保護と利用に努めます。また、情報化の進展に適切に対応するため、本校における個人情報の管理体制及びその取組みについて継続的な改善に努めます。

### 2 個人情報の利用目的について

本校は、生徒・保証人等の個人情報について、教育研究、及び生徒支援等に必要な業務を遂行するために次の業務に利用します。また、必要に応じて収集した個人情報に基づき保証人等への連絡や共有を行うことがあります。なお、学籍の異動及び生徒の成績等については、原則として保証人宛に通知します。

- 1) 入学に関する業務：入学試験、入学手続、入試広報 等
- 2) 授業・成績に関する業務：履修申告、成績管理、卒業・進級判定 等
- 3) 学籍に関する業務：生徒基本情報、休学・退学等の学籍異動
- 4) 学費等の出納に関する業務：学費の振込用紙等の送付、学費の納入管理 等
- 5) 生徒支援に関する業務：奨学金、課外活動、寮・下宿紹介、福利厚生 等
- 6) 証明書に関する業務：卒業（見込）証明書、成績証明書、在学証明書、健康診断証明書、通学証明書 等
- 7) 進路に関する業務：就職支援、進路相談、進路登録票、進路届 等
- 8) 保健管理に関する業務：健康診断、校内での怪我・病気、カウンセリング 等
- 9) 図書室利用に関する業務：図書の貸出・返却 等
- 10) 保証人に対する業務：学籍異動通知送付、成績表送付 等
- 11) 広報物等に関する業務：大阪芸術大学グループ通信による活動紹介、学校案内 等
- 12) その他、教育研究・生徒支援に必要な業務

### 3 個人情報の適切な取得及び利用について

本校では、前記2. で明記した利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ適法な手段により、生徒・保証人等の個人情報を取得します。また、利用目的以外には使用しません。

### 4 個人情報の第三者提供について

本校では、法で定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、生徒・保証人等の個人情報を第三者に提供することはありません。

ただし、次の1)～3)については、最低限必要な範囲で情報を提供しますが、本人の求めにより情報提供を停止することができます。提供停止を希望する場合は、入学後すみやかに事務局学務係へ申出てください。

### 1) 一般財団法人職業教育・キャリア教育財団及び東京海上日動火災保険株式会社

提供情報：学生番号、氏名、修業年限（保険加入期間）

提供目的：専修学校各種学校学生・生徒災害障害保険などへの加入のため（加入費用は本校負担）

「専門学校各種学校学生・生徒災害障害保険」は、専修学校及び各種学校生徒の教育活動中の不慮の災害事故に対する全国的な補償救済制度としての障害保険で、全在籍者の加入が義務付けられています。また、インターンシップへの参加者には「インターンシップ活動賠償責任保険」への加入をしています。

### 2) 塚本学院校友会

提供情報：学生番号、学科・コース、学生氏名、住所、電話番号、進路先、保証人氏名、住所、電話番号

提供目的：会員（卒業生）、準会員（在校生）の登録、入会促進、管理及び校友会組織の充実拡大、校友会誌送付等のため

塚本学院校友会とは、大阪芸術大学、大阪芸術大学短期大学部（旧 浪速短期大学）、大阪美術専門学校の卒業生、在校生の皆さんで構成する連帯と友情の組織です。本塚本学院の歩みのなかで同窓生（卒業生）は10万人を超えています。本校友会の事業は、校友会誌「WINGS」の発行、校友会ホームページによる会員の展覧会・演奏会等の情報発信、展覧会・発表会の後援、同窓会活動の支援及び在校生への支援（奨学金の支給・大学祭等の支援）などを行っています。

### 3) 本学法人内での共同利用

学校法人塚本学院（法人本部、大阪芸術大学、大阪芸術大学短期大学部、大阪芸術大学附属大阪美術専門学校、大阪芸術大学附属幼稚園）において、業務遂行上、必要かつ相当の理由があり、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと判断できる場合は、個人情報を提供する場合があります。

#### （第三者に提供する場合）

- 1) 法令の規定に基づくとき。
- 2) 個人の生命、身体、又は財産の保護のため必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 3) 公衆衛生の向上、又は生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 4) 国の機関、若しくは地方公共団体、又はその委任を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 5) その他、本学院人権推進委員会が、必要かつ相当の理由があると認めたとき。

## 5 安全管理処置について

本校では、生徒・保証人等の個人情報に関し、情報の紛失、改ざん、及び漏えい等の防止のため、適切な安全管理処置を実施いたします。また、生徒・保証人等の個人情報を扱う全ての事務職員に対して、個人情報保護の重要性についての教育をおこなうとともに、生徒・保証人等の個人情報を委託する場合には、委託先について適切に指導・監督いたします。

## 6 開示請求等手続

本校は、法で定める開示請求等に関して、適切かつ迅速に対応します。手続方法については本校事務局まで申出てください。